

## 徳島大学文化団体連合会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学文化団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 連絡先は、徳島市南常三島町 徳島大学学生会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、1963年設立の主旨と以降30年以上にわたる歴史を尊重し、加盟文化団体とその全体のために活動する、学生の自由で活発な自主的活動団体とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 加盟文化団体の振興に関する事業

- ・新入生歓迎オリエンテーション、新歓パンフ発行（体連と共同）
- ・大学祭への参加、文連祭の開催

(2) 加盟文化団体相互の連絡と親睦

- ・リーダーシップトレーニング
- ・部室の割当

(3) 大学当局（学長、学務部、学生課など）との話し合いなど

(4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、徳大で活動する文化系団体とする。

- ・入会及び脱会は、文連総会での承認によるものとする。

### 第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、執行部と会計監査委員を置く。

(執行部)

第7条 執行部は、次の役員からなり、文連全体をまとめ、総会の招集、議案書の作成、総会の決定事項の執行などを行う。

(1) 執行委員長 1名

(2) 副執行委員長 1名

(3) 執行委員 若干名（会計、書記、企画などを担当する）

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 執行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副執行委員は、委員長を補佐する。

- (3) 執行委員は、執行委員会を構成し、本会の会務について審議する。
  - (4) 会計監査委員は、執行部から独立した機関として、本会の会計を監査する。
- (役員選出)

第9条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 執行部の選挙は、総会で行い、選挙管理は前任の執行部の責任で行う。
  - (2) 執行部は、総会において、選挙を公示し、5日間の立候補受付期間の後、1週間の選挙期間を経た後の総会で選挙を行う。
  - (3) 執行部への立候補は、3役連名の形で行い、対立候補のない場合は、信任投票を行う。執行委員の補充は、総会の承認を経て行われる。
  - (4) 会計監査委員の選出は、総会で行う。その所属サークルは執行部と重なってはいけない。
  - (5) 各役員立候補者は、すべて、各役員立候補者が所属しているサークルの承認を受けて、言わば、サークル代表として立候補しなくてはならない。尚、複数のサークルに所属するものは1つのサークルの承認でよい。
  - (6) その他、総会の承認の上で、必要な機関や役員を置くことが可能である。
- (例えば、文連祭委員会、同委員長)

(役員任期)

第10条 役員任期は1年間とし、再任を妨げない。補充された役員任期は、その時の執行部の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第11条 本会に、総会、執行部会議、その他総会で承認された実行委員会会議を置く。

(総会の構成)

第12条 総会は、執行部及び各団体の代表によって構成される。

(総会の招集)

第13条 総会の開催は、執行委員長が招集して議長となる。ただし、会員の10分の1の要求があったときは、執行委員長は招集しなくてはならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、本会の最高決議機関として、次の事項について審理する。

- (1) 第4条に定められた事項の実施方針
- (2) 会費及び決算
- (3) 団体の入会、脱会および処分
- (4) 規約改正
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(総会の定足数及び議決)

第15条 総会は、加盟団体総数の過半数により成立し、議決は過半数とする。加盟団体

は総会に参加しなくてはならない。総会の決議事項は、全加盟サークルに告知され、執行されなくてはならない。加盟団体は、総会決議を守らなくてはならない。

(執行部会議の招集)

第16条 執行部会議の開催は、委員長が招集する。但し、委員の2人以上の要求があった時は、委員長は招集しなくてはならない。

(執行部会議の審議事項)

第17条 執行部会議は、文連の意志代表機関として、次の事項について審議する。

(1) 第4条に定められた事業の実施計画

(2) 総会に提出する議案

(3) その他本会の運営に必要な事項

(実行委員会)

第18条 実行委員会は、執行部に協力し、前条第1項の職務を行う。実行委員は総会で選出される。

#### 第4章 会計

(経費の支弁)

第19条 本会の経費は、会費及び援助金をもって充てる。

(会費)

第20条 加盟団体は、所定の会費を会計年度当初に納入しなければならない。ただし、一旦納入された会費は一切返却しない。

(会計年度)

第21条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(予算及び決算)

第22条 会費は、会計年度当初に総会において決定する。また、会計は、会計監査委員による監査を経て、会計年度末の総会に決算報告書を提出し、承認を受けなければならない。

(会計監査)

第23条 会計監査は年1回行う。ただし、監査委員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

#### 第5章 規約改正

第24条 この規約を改正するには、総会において加盟団体総数の3分の2以上の出席をもち、過半数以上の同意を得なければならない。但し、改正された規約は、直ちに効力を発する。

#### 第6章 その他

第25条 この規約実施に関し、必要な細則を定めることができる。